

ひつよう ほうもんけい ほしょう **1 どこででも必要な訪問系サービスを保障**

た おく せいしんしょう しゃ たい きょたくかいごとうほうもんけい 立ち遅れている精神障がい者などに対する居宅介護等訪問系サービスの じゅうじつ はか ひつよう ていきょう っと 充実を図り、どこでも必要なサービスを提供できるように努めます。

きぼう しょう しゃ にっちゅうかつどうけい ほしょう **2 希望する 障 がい者に日 中活動系サービスを保障**

しょうきぼさぎょうしょりようしゃ ほうてい いこうとう すいしん きぼう 小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望すしょう しゃ にっちゅうかつどうけい りょうる 障 がい者が日中活動系サービスを利用できるようにします。

とう じゅうじつ はか しせつ 3 グループホーム等の充実を図り、施設 にゅうしょ にゅういん ちいきせいかつ いこう すいしん 入所・入院から地域生活への移行を推進

ふくししせついっぱんしゅうろういこうとうすいしん4福祉施設から一般 就 労 への移行等を推進

しゅうろういこうしえんじぎょうとう すいしん ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう すす 就 労 移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般 就 労 への移行を進め ふくししせつ こよう ば かくだい っとるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。